

認可外保育施設関係事務連絡会  
(令和7年3月)

# 説明動画②

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

実施月	令和7年3月
資料格納日 (ホームページ)	令和7年3月25日(火)
説明動画 公開期間	令和7年3月25日(火)～令和7年9月30日(火)

認可外保育施設関係事務連絡会 次第

主催：浜松市こども家庭部幼保支援課

実施月	令和7年3月	資料掲載日 (ホームページ)	令和7年3月25日(火)	説明動画 公開期間	令和7年3月25日(火)～令和7年9月30日(火)
-----	--------	-------------------	--------------	--------------	---------------------------

※内容の問い合わせは、各担当グループへお願いします。問い合わせの内容によっては、他の担当グループを御案内します。

No	説明動画			資料No	対象類型						項目名	提出書類の有無			担当グループ	
	動画目安時間				法届出対象施設			顧客児童限定保育施設				全施設提出	該当のみ提出	提出無し	連絡先	
					認証保育所	企業主導型保育事業	その他の法届出対象施設 (企業主導型保育事業・ベビシッター以外)	ベビシッター	(ベビシッター以外)	その他の顧客児童限定保育施設						ベビシッター
No	開始	終了	所要													
10	:	:	:	コ	○	○	○	○	○	○	幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組みについて			○	幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
11	:	:	:	サ	○	○	○	○	○	○	令和7年度の研修会について(予定)			○	幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
12	:	:	:	シ	○	○	○				令和7年度の幼児教育アドバイザー派遣事業について(予定)		○		幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
13	:	:	:	ス	○	○	○	○	○	○	重大事故報告の提出について		○		幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
14	②	:	:	セ	○	○	○	○	○	○	感染症・食中毒疑い事例発生報告書の提出について		○		幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
15	:	:	:	ソ	○	○	○	○	○	○	給食における異物混入の報告について		○		幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
16	:	:	:	タ	○	○	○	○	○	○	保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表について(食物アレルギー)		○		幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
17	:	:	:	チ	○	○	○	○	○	○	安全計画の策定について		○		幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117
18	:	:	:	ツ	○	○	○		○		業務継続計画(BCP)の策定について		○		幼保運営課 指導グループ	TEL：457-2117

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料コ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組みについて

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
通知の状況	有り	通知日	
		通知方法	メール      その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限	
		提出方法	
	提出無し		

## 幼児教育・保育の質の向上に向けた取り組みについて

### 1 浜松市幼児教育推進協議会について



### 2 幼児教育・保育の質の向上のための具体的な取組について

#### 幼児教育・保育の質の向上のための具体的な取組

目指す子供の姿を共有し、「チーム浜松」として質の高い幼児教育・保育を推進するために市内すべての幼児教育・保育施設を支援します。



#### 1 幼児教育の指針の浸透と教職員用指導資料の活用促進

幼児期に目指す子供の姿を共有するために幼児教育・保育施設や小学校に配布します。教職員用指導資料の活用を通し、幼児教育・保育活動や園内研修の充実を図ります。

#### 2 研修の実施

幼児教育・保育施設に共通する課題、幼児教育の指針の浸透・教職員用指導資料の活用促進等につながる研修を実施します。

#### 3 幼児教育アドバイザーの派遣

アドバイザーが園を訪問し、園の課題解決のために保育参観や園内研修での助言を通し、園内研修の支援等を行います。



(1) 幼児教育の指針の浸透と教職員用指導資料の活用促進について

浜松市 幼児教育の指針



教職員用指導資料



活用事例集



保護者用啓発資料



浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」  
教職員用指導資料 ～乳児から小学1年生までの育ちと学びをつなぐ～



5 環境構成や援助及び家庭に伝えるポイント			
I 自分のことを自分でする力			
1 健康な心と体 園・所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見過しきもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。			
年齢の目安 0歳	子供の育ちの姿 ・寝い時間や目覚めも繰り返す(生活リズムが形成) ・寝る前や目覚め時が落ち着く。(2か月～4か月頃) ・睡眠は生後2年頃の2回に及び	環境構成や援助のポイント ・園で十分な睡眠が確保できなかった日は、園・所の過ごし方に配慮する。 ・散歩や日光浴など、冬もなるべく午前中の戸外運動を大切に。日中太陽の光をしっかりと浴びることがメラニンの分泌を促す。	家庭に伝えるポイント ・生活リズムの中で、特に睡眠は心身の健康に重要な役割をもつ。乳幼児期に身に付いた早起きの習慣は、一生の健康の源となる。
年齢の目安 1歳	子供の育ちの姿 ・寝る前や目覚めも繰り返す(生活リズムが形成) ・寝る前や目覚め時が落ち着く。(2か月～4か月頃) ・睡眠は生後2年頃の2回に及び	環境構成や援助のポイント ・園で十分な睡眠が確保できなかった日は、園・所の過ごし方に配慮する。 ・散歩や日光浴など、冬もなるべく午前中の戸外運動を大切に。日中太陽の光をしっかりと浴びることがメラニンの分泌を促す。	家庭に伝えるポイント ・生活リズムの中で、特に睡眠は心身の健康に重要な役割をもつ。乳幼児期に身に付いた早起きの習慣は、一生の健康の源となる。
年齢の目安 2歳	子供の育ちの姿 ・寝る前や目覚めも繰り返す(生活リズムが形成) ・寝る前や目覚め時が落ち着く。(2か月～4か月頃) ・睡眠は生後2年頃の2回に及び	環境構成や援助のポイント ・園で十分な睡眠が確保できなかった日は、園・所の過ごし方に配慮する。 ・散歩や日光浴など、冬もなるべく午前中の戸外運動を大切に。日中太陽の光をしっかりと浴びることがメラニンの分泌を促す。	家庭に伝えるポイント ・生活リズムの中で、特に睡眠は心身の健康に重要な役割をもつ。乳幼児期に身に付いた早起きの習慣は、一生の健康の源となる。
年齢の目安 3歳	子供の育ちの姿 ・寝る前や目覚めも繰り返す(生活リズムが形成) ・寝る前や目覚め時が落ち着く。(2か月～4か月頃) ・睡眠は生後2年頃の2回に及び	環境構成や援助のポイント ・園で十分な睡眠が確保できなかった日は、園・所の過ごし方に配慮する。 ・散歩や日光浴など、冬もなるべく午前中の戸外運動を大切に。日中太陽の光をしっかりと浴びることがメラニンの分泌を促す。	家庭に伝えるポイント ・生活リズムの中で、特に睡眠は心身の健康に重要な役割をもつ。乳幼児期に身に付いた早起きの習慣は、一生の健康の源となる。
年齢の目安 4歳	子供の育ちの姿 ・寝る前や目覚めも繰り返す(生活リズムが形成) ・寝る前や目覚め時が落ち着く。(2か月～4か月頃) ・睡眠は生後2年頃の2回に及び	環境構成や援助のポイント ・園で十分な睡眠が確保できなかった日は、園・所の過ごし方に配慮する。 ・散歩や日光浴など、冬もなるべく午前中の戸外運動を大切に。日中太陽の光をしっかりと浴びることがメラニンの分泌を促す。	家庭に伝えるポイント ・生活リズムの中で、特に睡眠は心身の健康に重要な役割をもつ。乳幼児期に身に付いた早起きの習慣は、一生の健康の源となる。
年齢の目安 5歳	子供の育ちの姿 ・寝る前や目覚めも繰り返す(生活リズムが形成) ・寝る前や目覚め時が落ち着く。(2か月～4か月頃) ・睡眠は生後2年頃の2回に及び	環境構成や援助のポイント ・園で十分な睡眠が確保できなかった日は、園・所の過ごし方に配慮する。 ・散歩や日光浴など、冬もなるべく午前中の戸外運動を大切に。日中太陽の光をしっかりと浴びることがメラニンの分泌を促す。	家庭に伝えるポイント ・生活リズムの中で、特に睡眠は心身の健康に重要な役割をもつ。乳幼児期に身に付いた早起きの習慣は、一生の健康の源となる。
年齢の目安 6歳 小学入学後	子供の育ちの姿 ・時刻を認識しながら、自分で就寝の準備をしたり、見過しきもって自分で起き、多支度をしたりする。	指導のポイント ・早起きの大切さと共に、理想的な睡眠時間についても話し、就寝時刻や起床時刻に見通しがもてるようにする。	家庭に伝えるポイント ・家庭から、生活リズムの大切さを伝える。
年齢の目安 7歳	子供の育ちの姿 ・時刻を認識しながら、自分で就寝の準備をしたり、見過しきもって自分で起き、多支度をしたりする。	指導のポイント ・早起きの大切さと共に、理想的な睡眠時間についても話し、就寝時刻や起床時刻に見通しがもてるようにする。	家庭に伝えるポイント ・家庭から、生活リズムの大切さを伝える。

浜松市版「つながる」カリキュラム参考資料(幼小接続期の教育・保育実践の参考資料)



「つながる」カリキュラム参考資料はこちらから



幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」はこちらから



(2) 研修の実施について

～資料サー1 - 「令和7年度の研修会について(予定)」参照～

(3) 幼児教育アドバイザー派遣事業について

～資料シー1 - 「令和7年度の幼児教育アドバイザー派遣事業について(予定)」参照～

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料サ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 令和7年度の研修会について（予定）

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限		
		提出方法		
	提出無し			

(浜松市) 幼保運営課

## 令和7年度の研修会について（予定）

研修会No.	研修名	対象
1	園長等管理職の発達に関する研修会	園長等管理職
2	重大事故防止研修会	全職員
3	食中毒・感染症予防対策研修会	給食業務関係職員ほか
4	防災研修会	園長等管理職主幹教諭、主任等
5	保育の質向上に関する研修会	全職員
6	発達研修会	全職員
7	幼児教育と小学校教育の 接続に関する研修会	園・施設・小学校の 幼保小連携を推進する教職員
8	園長等管理職研修会	園長等管理職
9	食育推進研修会	全職員

※令和7年3月18日現在の予定です。

研修の日程や研修形態、講師等の確定した内容については、研修の概ね1か月程度前にお知らせする開催通知にてご確認ください。

1

研修名	園長等管理職の発達に関する研修会			目的	本市の巡回支援事業の実際から、発達支援について、園長等管理職としての園内支援体制の在り方について学ぶ
期日	4月30日(水)				
対象	園長等管理職				
申込	不要			内容	・令和7年度の巡回支援について ・巡回支援事業の実際、巡回支援を通して感じていること等
研修形態	zoom ウェビナー	見逃し配信	あり	講師	障害保健福祉課 巡回指導実施事業所

2

研修名	重大事故防止研修会			目的	・保育中の重大事故を防止するため、事故防止や事故発生時の対応等に必要な知識・技術の修得、資質の確保を行う。 ・万一予防しきれない重大事故が発生した際に、保育者・指導者が共通の判断基準に基づいて適切かつ迅速に対応できる力を養う
期日	5月13日(火)				
対象	全職員				
申込	不要			内容	重大事故を予防しながら子供の学び・成長・発達を支援する「リスクマネジメントの基本手順」
研修形態	zoom ウェビナー	見逃し配信	あり	講師	プラムネット株式会社 子ども安全共育事業部 渡辺 直史氏

3

研修名	食中毒・感染症予防対策研修会			目的	就学前施設での衛生管理の徹底を図り、食中毒や感染症の発生予防と対策について万全を期するため。
期日	5月27日(火)				
対象	給食業務関係職員ほか				
申込	不要			内容	食中毒及び感染症予防に関わる事と最近の発生状況
研修形態	zoom ウェビナー	見逃し配信	あり	講師	生活衛生課 食品安全G、感染症対策G

4

研修名	防災研修会			目的	南海トラフ地震臨時情報、土砂災害を起因とする長期にわたる避難情報発令を経験した令和6年度を受けて、求められる防災意識の向上と備えるべきことについて考える。
期日	6月13日(金)				
対象	園長等管理職主幹教諭、主任等				
申込	不要			内容	(仮) 防災意識の向上を目指して
研修形態	zoom ウェビナー	見逃し配信	あり	講師	常葉大学 阿部 郁男氏

5

研修名	保育の質向上に関する研修会			目的	はじめの100か月の育ちビジョンを踏まえ、切れ目なく育ちを支えていくために、2つの接続（未満児と以上児のつながり、幼児教育と小学校教育のつながり）の段階ごとに大切にすべきことについて学ぶ。
期日	6月24日(火)				
対象	全職員				
申込	不要			内容	2つのつながりを意識した質の高い保育を目指して
研修形態	zoom ウェビナー	見逃し配信	あり	講師	大妻女子大学 高辻 千恵氏

6

研修名	発達研修会			目的	発達支援教育に関する支援の具体例を通し、支援が必要な幼児に対する支援の具体やアセスメントについて学び、保育者としての資質向上を図る。
期日	7/8~10のいずれか				
対象	全職員				
申込	不要			内容	(仮) 事例から見える支援の具体
研修形態	zoomまたは オンデマンド	見逃し配信	あり	講師	ルピロとのコラボ (予定)

7

研修名	幼児教育と小学校教育の接続に関する研修会			目的	本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」について理解を深めるとともに、幼児期の教育から小学校以降の教育へと子供の成長を切れ目なく支える連携について学ぶことを目的とする。
期日	9月9日(火)				
対象	園・施設・小学校の 幼保小連携を推進する教職員				
申込	必要			内容	幼児期の学びと生活科での学びをつなぐ 幼保小の架け橋プログラムについて考える
研修形態	集合研修	見逃し配信	未定	講師	浜松市教育委員会 教育センター指導主事 幼保運営課担当

8

研修名	園長等管理職研修会			目的	保育の質の向上や不適切保育防止等に向けて、職員の多様性を前提とし、「気づき」を共有しながら学び合える組織づくりや園運営について学ぶ。
期日	10月7日(火)				
対象	園長等管理職				
申込	必要			内容	「保育の質の向上と組織マネジメント ～チームや組織でかなえる保育の質と管理職の役割～」
研修形態	zoom ミーティング	見逃し配信	あり	講師	洗足こども短期大学 井上 眞理子氏

研修名	食育推進研修会			目的	乳幼児期からの望ましい食習慣に向けて必要な知識を習得する。また、アレルギー児への緊急対応として、エピペンの使用方法を学ぶ。
期日	11月27日(木)				
対象	全職員				
申込	必要			内容	(仮) 乳幼児期の食育やアレルギーに関すること
研修形態	集合研修	見逃し配信	なし	講師	かわだ小児科アレルギークリニック 川田 康介氏

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料シ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 令和7年度の幼児教育アドバイザー派遣事業 について（予定）

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	
顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）		
	ベビーシッター		
通知の状況	有り	通知日	
		通知方法	メール      その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

## 令和7年度の幼児教育アドバイザー派遣事業について

【目的】 浜松市幼児教育の指針で示す「幼児期に育てたい力」の育みに向け、幼児教育アドバイザーを就学前の幼児教育・保育施設の依頼に応じて派遣し、園内研修の支援等を行うことを通し幼児教育・保育の質の向上を図る。

【(参考) 令和6年度のアドバイザー】

氏名	役職等
石野 純子 氏	浜松学院大学 外部講師
阿部 眞弓 氏	常葉大学 非常勤講師

【(参考) 令和6年度に事業を活用した11園のアンケートより】

質問	回答	
本事業を利用することで、職員が自園の良さや取組に自信をもつとともに、課題を明確にし、解決策を考えることができましたか。	「とてもそう思う」「まあそう思う」と回答した割合	100.0%
本事業を利用したことで、浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」や教職員用指導資料の理解が深まりましたか。	「とても理解が深まった」「理解が深まった」と回答した割合	97.6%
教職員用指導資料を保育や園内研修等に活用しますか。	「積極的に活用する」「活用する」と回答した割合	89.5%
本事業は、園の教育・保育の質の向上に役立つと思いますか。	「とても役立つ」「まあ役立つ」と回答した割合	100.0%

子供たちを思って日々やってきたことに間違いはなかったと思うことができました。

褒めていただいたこと、アドバイスいただいたことを糧に、よりよい保育が実践できるように取り組んでいきたいと思ひます。



保育参観や園内研修(1~2名のミニ研修も可)を通して、園の良さを再認識し、日々の保育の振り返りをしませんか？

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料ス
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 重大事故報告の提出について

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限		
	該当する施設のみ提出	提出方法		
	提出無し			

認可外保育施設

事務連絡

令和7年3月18日

各位

浜松市こども家庭部  
幼保運営課長 大橋泰仁

## 重大事故報告の提出について

(治療に要する期間が30日以上 of 事故に係る注意事項)

仲春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より事故の対応及び報告につきましては、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

特定教育・保育施設等における事故の報告等につきましては、「令和6年3月22日付けこども家庭庁・文部科学省通知」にて周知しておりますが、特に下記の内容について共通理解を図るため、改めてお知らせいたします。

## 記

## 1 第1報について

- (1) 骨折や歯のけがの治療などのように、受診結果から30日以上かかると予測された時点(全治3週間以上を目安)で当課担当に電話で連絡をお願いします。
- (2) 教育・保育施設等事故報告書 (Ver. 4) 表面を記入し速やかにメールで当課に御提出ください。

## 2 第2報について

- (1) 実際の治療に30日かかった時点で、表面・裏面をすべて記入し御提出願います。「第1報」を提出しないで30日経過した場合は、「第1報」の表裏すべて記入し提出してください。その際、「第1報」を提出していない理由を問われる場合があるので、事前に「第1報」を提出することを推奨します。
- (2) 事故の発生後30日を経過せずに完治した場合は、「第2報」の提出は不要です。担当に連絡をしてください。国と県には担当から報告します。
- (3) 保護者には国のデータベースのデータの1つとして掲載されることをお知らせください。(地域、園名、名前など個人を特定されることはありません。)

※参考：「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」で検索

## 3 提出について

- (1) 様式：浜松市ホームページに掲載 ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>幼児教育・保育関係事業者の皆様へ(トップページ)>  
B. 認可外保育施設(法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設)の届出等について  
・B-2-31「重大事故報告様式【教育・保育施設等事故報告様式(Ver. 4)】」
- (2) ファイル名：(例) 令和7年3月14日の事故 第1報の場合  
⇒R7.3.14【第1報原本】園名
- (3) メールタイトル：重大事故報告(園名)
- (4) メールアドレス：u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
(幼保運営課は「u-」です。幼保支援課「s-」とお間違いないようお送りください。)

幼保運営課 指導グループ

問合せ先：新谷

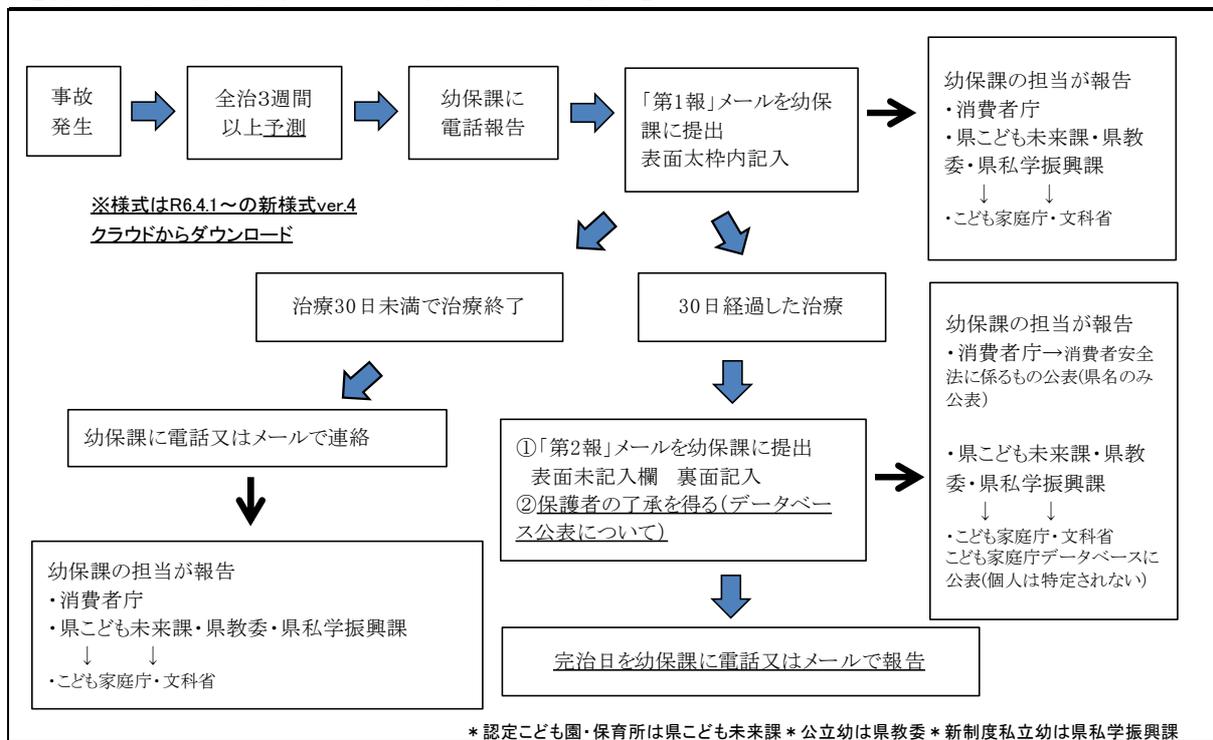
TEL：457-2117

Eメール：u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

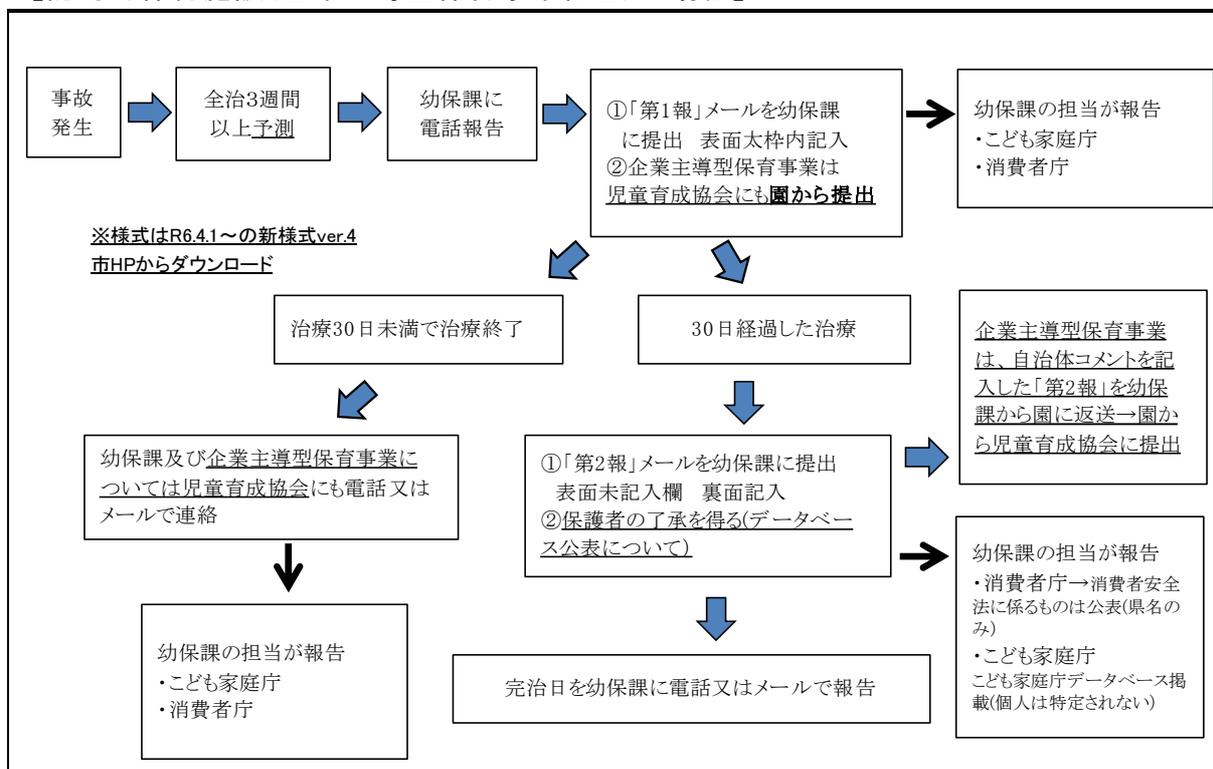
## 重大事故フロー図

※幼保課＝幼保運営課

### 【特定教育・保育施設・地域型保育事業の場合】



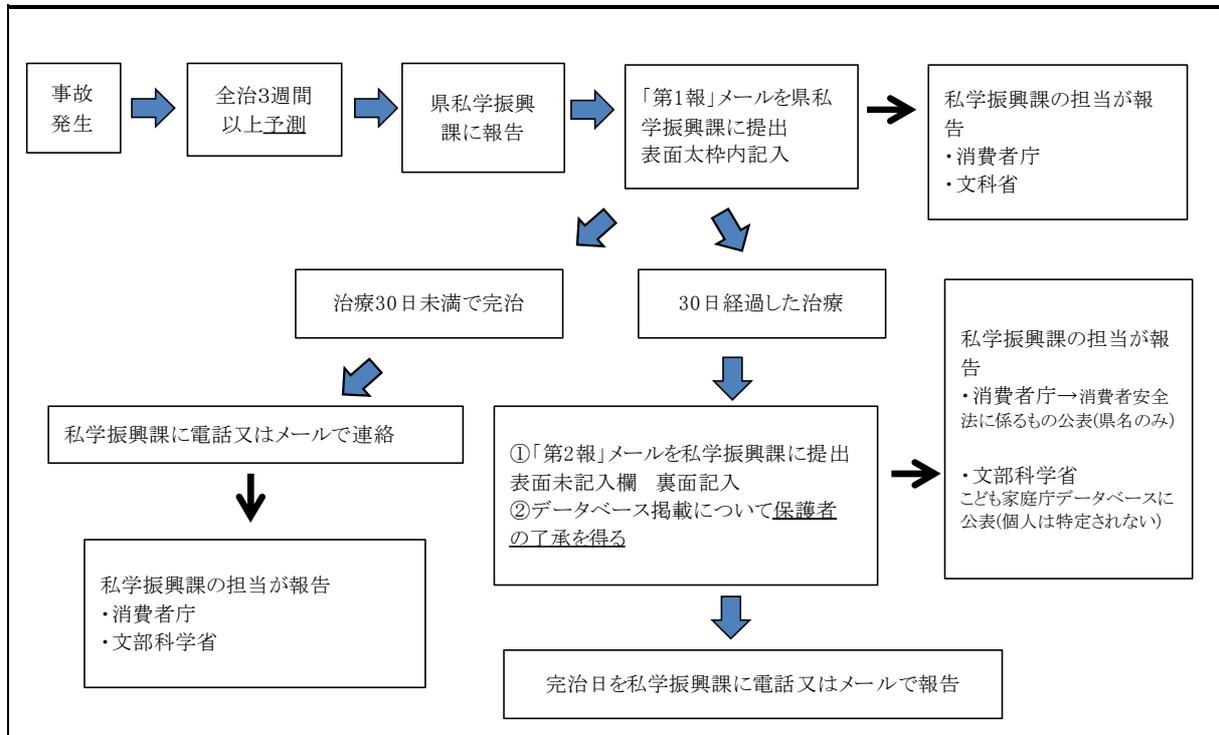
### 【認可外保育施設(企業主導型保育事業含む)の場合】



## 重大事故フロー図

※幼保課=幼保運営課

## 【従来型幼稚園の場合】



## 教育・保育施設等事故報告書

ソフト面			
事故防止マニュアル		具体的内容	
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容
職員配置		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

環境面	
教育・保育の状況	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

人的面	
対象児の動き	具体的内容
担当職員の動き	具体的内容
他の職員の動き	具体的内容
その他の要因・分析・特記事項	
改善策【必須】	

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生 の 要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoku.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyoku.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyoku.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(isyoushisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

## 教育・保育施設等事故報告書

ver.4  
(表面)

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭ったこどもの情報								
こどもの年齢(月齢)				こどもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

## 教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.4  
(表面)

基本情報						
事故報告回数	第1報			施設・事業所名称	Cこども園	
事故報告年月日	令和6年	1月	11日	施設・事業所所在地	B市中央区D町1-1-1	
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	A県	B市		施設・事業所代表者等	E山 F男	
施設・事業所種別	幼保連携型認定こども園			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)	G法人H会	
認可・認可外の区分	認可			施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)	令和2年	4月 1日

事故に遭ったこどもの情報						
こどもの年齢(月齢)	2歳	8か月		こどもの性別	男	
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)	令和5年	4月	1日	所属クラス等	3歳児クラス	
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー一、既往症、発育・発達状況等)	※ 事故と因子関係がある場合の、当該こどもの教育・保育において留意が必要な事項(気管切開による吸引等の医療行為、経過観察中の疾病名等)についても、この欄に記載してください。					

事故発生時の状況								
事故発生年月日	令和6年	1月	11日	事故発生時間帯	昼食時・おやつ時			
事故発生場所	施設内(室内)			事故発生クラス等	異年齢構成			
事故発生時のこどもの人数	10名		事故発生時の 教育・保育等従事者数	3名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等	1名		
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
	0名	0名	3名	3名	4名	0名	0名	0名
事故発生時の状況	食事中(おやつ含む)							
事故の誘因	死亡							
事故の転帰	死亡							
(死亡の場合)死因	窒息 ※ 事故の転帰が「負傷」の場合は、「一」を選択してください。							
(負傷の場合)受傷部位	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。							
(負傷の場合)負傷状況	一 ※ 事故の転帰が「死亡」の場合は、「一」を選択してください。							
診断名、病状、病院名	診断名	※ SIDSについては、確定診断が出された時のみ記載してください。						
	病状	※ SIDS疑いの場合は、病状として記載してください。						
	病院名	I総合病院						
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)	15:20 本児はケーキ(縦2cm、横2cm、厚さ2cm)をほおぼりながら食べるという食べ方をしていた。2つ目に手を伸ばし、食べていた。この時、担任保育士は少し離れた場所では他児の世話をしていた。ケーキを食べた本児が急に声を出して泣き出した。保育士が口内に指を入れて、かき出していたが本児の唇が青くなったことに気がついた。 15:25 看護師を部屋に呼んだ後、救急車を要請。口に手を入れ開かせた。背中を強く叩いたが、何も出てこない。泣き声が次第にかすれ声になり、体が硬直してきた。看護師が到着した頃に、チアノーゼの症状が見られた。呼吸困難で、手は脱力した状態であることを確認した。看護師が脈をとるとかなり微弱で、瞳孔が拡大している。本児がぐったりとし、顔色が冷たいのを確認した。心臓を確認すると、止まっている様子に感じ、心臓マッサージを行う。 15:33 救急隊が到着し、心肺蘇生等を実施し、病院へ搬送。 15:45 病院到着。意識不明であり、入院。 O/O 意識が回復しないまま死亡。							
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)	【園の対応】 O/O 園において児童の保護者と面談 O/O 園で保護者説明会 O/O 理事会で園長が説明 【市の対応】 O/O 記者クラブへ概要を説明							

- ※ 第1報は、本報告書(表面)に記載して報告してください。  
※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。  
※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。  
※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。  
※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。  
※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。  
※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

## 教育・保育施設等事故報告書(記載例)

ver.4  
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル	あり	具体的内容	※ マニュアルや指針の名称を記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)	
事故防止に関する研修	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 実施している場合は、研修内容・対象者・講師等も簡単に記載してください。
職員配置	基準配置	具体的内容	※ 事故発生時ではなく、事故発生当日の保育体制としての配置人数について記載してください。	
その他の要因・分析・特記事項	※ 当該事故に関連する要因や特記事項がある場合、必ず記載してください。 ※ 記載内容が無い場合は、空欄ではなく「特になし」等と記載してください(以下、同項目において同じ。)			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

ハード面				
施設の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に24回	具体的内容 ※ 施設外での事故の場合は、当該場所の安全点検状況を記載してください(以下同じ。)
遊具の安全点検	定期的実施	実施頻度 (回/年)	年に12回	具体的内容 ※ 遊具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
玩具の安全点検	不定期に実施	実施頻度 (回/年)	年に10回	具体的内容 ※ 玩具等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
その他の要因・分析・特記事項	※ 寝具の種類(コット、布団(堅さも)、ベビーベット、ラックなど)、睡眠チェックの方法(頻度など)、児童の発達状況(寝返り開始前、寝返り開始から日が浅い場合は経過日数、自由に動けるなど)等、乳児の睡眠環境については、特に詳細に記載してください。分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

環境面				
教育・保育の状況	食事(おやつ)中	具体的内容	※ 運動会の練習中、午睡後の集団遊び中等、具体的な保育状況を記載してください。	
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

人的面				
対象児の動き	いつもより活発・活動的であった	具体的内容	※ なぜそのような行動をとったのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 朝、母親より風邪気味と申し送りあり、いつもは外遊びをするが室内で遊んでいた等)	
担当職員の動き	対象児から離れたところで対象児を見ていた	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 雲梯の反対側で対象児ともう一人の児童を見ていたが、対象児が落下する瞬間に手を差し伸べたが間に合わなかった等)	
他の職員の動き	担当者・対象児の動きを見ていなかった	具体的内容	※ なぜそのような対応をしたのかを明らかにするため、具体的に記載してください。 (例: 園庭で他児のトラブルに対応していたため、見ていなかった等)	
その他の要因・分析・特記事項	※ 分析も含めた特記事項等、当該事故に関連することを記載してください。			
改善策【必須】	※ 要因分析の項目を記載した場合は必ず記載してください。また、改善点がない場合もその理由を記載してください。			

自治体コメント【必須】				
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)				
※ 自治体の立ち入り検査や第三者評価の結果、勧告や改善命令などの履歴があるかどうか、その結果や改善勧告への対応、今後の研修計画等あればその内容等、所管自治体として把握していること、取り組んでいることも含めて記載してください。				

【施設・事業所別の報告先】				
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			
→ ことば家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihokushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoku.kenzen@cfa.go.jp)			
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業			
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyoku.katei@cfa.go.jp)			
→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)			
③ 特別支援学校幼稚部	→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyoku.kosodate@cfa.go.jp)			
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)				
→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)				
【全施設・事業所共通の報告先】				
→ 消費者庁消費者安全課(isyouthisyu.anzen@caa.go.jp)				

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

## 参考



こ成安第 36 号  
5 教参学第 39 号  
令和 6 年 3 月 22 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長  
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
認可外保育施設担当課(室)長  
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長  
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長  
こども家庭庁成育局保育政策課長  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長  
こども家庭庁成育局成育環境課長  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

### 教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、既存の教育・保育

施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなる。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 5 年 12 月 14 日付け、こ成安第 142 号・5 教参学第 30 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲に加わることから、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 6 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 記

### 1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

### 2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 認可外保育施設

### 3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

### 4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

### 5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

### 6. 報告要領

別添2「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業及び児童育成支援拠点事業  
施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）  
施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都

市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

(3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

## 7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

○ 文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)

・MAIL : anzen@mext.go.jp

○ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

・MAIL : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
  - ・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
  - ・MAIL : anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
  - ・MAIL : toku-sidou@mext.go.jp
- ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）
  - こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
    - ・TEL : 03-6858-0133
    - ・MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp
- エ 放課後児童クラブ
  - こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
    - ・TEL : 03-6861-0303
    - ・MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
- オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業
  - こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
    - ・TEL : 03-6861-0224
    - ・MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp
- カ ファミリー・サポート・センター事業
  - こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
    - ・TEL : 03-6861-0519
    - ・MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp
- キ その他、事故の報告等の制度全般
  - こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
    - ・TEL : 03-6858-0183
    - ・MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
- (2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。  
なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。
  - 消費者庁消費者安全課
    - ・TEL : 03-3507-9201
    - ・MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

## 8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

## 【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」  
中間取りまとめについて（平成26年11月28日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求める必要がある（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

**【問合せ先】**

- **事故の報告全般に関すること**  
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係  
TEL : 03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係  
TEL : 03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係  
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する  
こと**  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室学校安全係  
TEL : 03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係  
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**  
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支  
援拠点事業に関すること**  
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係  
TEL : 03-6861-0224
- **一時預かり事業に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係  
TEL : 03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係  
TEL : 03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**  
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係  
TEL : 03-6861-0519
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係  
TEL : 03-6858-0133

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料セ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 感染症・食中毒疑い事例発生報告書の提出について

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
通知の状況	有り	通知日	
		通知方法	メール      その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限	
	該当する施設のみ提出	提出方法	
	提出無し		

(様式1)

## 感染症・食中毒疑い事例発生報告書

令和6年4月から様式改訂

報告作成日： 年 月 日

施設名		施設等種別	
連絡者		施設長 (管理者)	
所在地	浜松市 区		
電話		F A X	
嘱託医師	(医療機関名 )		
発生日時	年 月 日 時 ~		

診断名									
主な症状	<input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 発疹 <input type="checkbox"/> 神経症状(しびれ、意識障害等) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
発症経過		フロア・ユニット・学級等	在籍者数	発症者数(発症日別)					小計
				/	/	/	/	/	
	利用者								
	利用者合計								
職員	職員								
	調理従事者								
	職員合計								
受診状況	受診者数	人		給食 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし → <input type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 施設外調理 → <input type="checkbox"/> 残食あり <input type="checkbox"/> 検食あり					
	入院者数	人							
直近(2週間以内)の行事等	① 月 日 (内容 ) <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出	喫食状況		その他共通喫食 <input type="checkbox"/> あり( ) <input type="checkbox"/> なし					
	② 月 日 (内容 ) <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出								
	家族等への情報提供			<input type="checkbox"/> 電話・口頭 <input type="checkbox"/> 施設内掲示 <input type="checkbox"/> 書面で周知 <input type="checkbox"/> メール・アプリ					
対応状況 (実施したものにチェック)	<input type="checkbox"/> 手洗い・手指消毒の徹底 <input type="checkbox"/> マスク着用 <input type="checkbox"/> ゾーニング <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> ペーパータオル使用 <input type="checkbox"/> 換気の徹底 <input type="checkbox"/> 施設閉鎖・休業等		<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋の使用 <input type="checkbox"/> 施設内の消毒				

嘱託医への連絡	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> これから	施設側の判断	<input type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 食中毒
施設所管課への報告	<input type="checkbox"/> 幼保運営課 (e-mail: <a href="mailto:u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp">u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a> ) (FAX: 457-2039)		
保健所への報告 (TEL及びFAXをする)	<input type="checkbox"/> 感染症疑い:生活衛生課感染症対策G (TEL: 453-6118 FAX: 453-6230) <input type="checkbox"/> 食中毒疑い:生活衛生課食品安全対策G (TEL: 453-6114 FAX: 459-3561)		

※本様式は該当事案を把握次第、直ちに各施設を所管する課と保健所の両方へ送付する。

## (様式1) 感染症・食中毒疑い事例発生報告書

記入例

報告作成日: R〇年 1月 19日

施設名	〇〇こども園	施設等種別	こども園
連絡者	元城 町子	施設長 (管理者)	浜松 市郎
所在地	浜松市 〇〇区〇〇町〇〇〇 - 〇		
電話	053-〇〇〇-〇〇〇〇	F A X	053-〇〇〇-〇〇〇〇
嘱託医師	〇〇 〇〇 (医療機関名 〇〇小児科医院)		
発生日時	R〇年 1月 19日 〇時 ~		

診断名	ノロウイルス
主な症状	<input checked="" type="checkbox"/> 下痢 <input checked="" type="checkbox"/> 嘔吐 <input checked="" type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> 発疹 <input type="checkbox"/> 神経症状(しびれ、意識障害等) <input type="checkbox"/> その他 ( )

各ユニット・フロア、学級  
(クラス)の総人数

	フロア・ユニット・学級等	在籍者数	発症者数 (発症日別)					小計
			1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	
発症経過	利用者	1階0歳児	16	1	2	4	2	8
	1階1歳児	20			1	4	5	
	1階2歳児	20						
	2階3歳児	20						
	2階4歳児	30						
	2階5歳児	30						
	利用者合計	146	1	2	5	6	13	
職員	職員	20			1(早退)	1(病欠)	3	
	調理従事者	10						
	職員合計	30			1	2	3	

新たな発症者  
を計上する

非常勤・臨時職員含む

調理業務委託の従業者含む

初発からの(関連性のある)発症者(利用者+職員)の累計が10人を超えた場合報告する(20人以下の施設は半数以上) 他、厚労省通知参照

受診状況	受診者数	12人	喫食状況	給食 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし → <input checked="" type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 施設外調理 → <input checked="" type="checkbox"/> 残食あり <input checked="" type="checkbox"/> 検食あり
	入院者数	1人		その他共通喫食 <input checked="" type="checkbox"/> あり (餅つき) <input type="checkbox"/> なし
直近(2週間以内)の行事等	① 1月16日広場事業と合同 (内容 餅つき) <input checked="" type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出		家族等への 情報提供	<input type="checkbox"/> 電話・口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 施設内掲示 <input type="checkbox"/> 書面で周知 <input checked="" type="checkbox"/> メール・アプリ
	② 1月20日中止も検討中 (内容 誕生日会) <input checked="" type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 外出			
対応状況 (実施したものにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 手洗い・手指消毒の徹底 <input checked="" type="checkbox"/> マスク着用 <input type="checkbox"/> ゾーニング <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> ペーパータオル使用 <input type="checkbox"/> 換気の徹底 <input type="checkbox"/> 施設閉鎖・休業等	<input checked="" type="checkbox"/> 使い捨て手袋の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 施設内の消毒	

種別ごとの報告先から施設  
所管課を確認記入

嘱託医への連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> これから	施設側の判断	<input checked="" type="checkbox"/> 感染症 <input type="checkbox"/> 食中毒
施設所管課への報告	<input checked="" type="checkbox"/> 幼保運営 課		
保健所への報告 (TEL及びFAXをする)	<input checked="" type="checkbox"/> 感染症疑い:生活衛生課感染症対策G (TEL:453-6118 FAX:453-6230) <input type="checkbox"/> 食中毒疑い:生活衛生課食品安全対策G (TEL:453-6114 FAX:050-3737-7512)		

※本様式は該当事案を把握次第、直ちに各施設を所管する課と保健所の両方へ送付する。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料ソ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 給食における異物混入の報告について

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL : 457-2117
-------------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出	提出期限		
	該当する施設のみ提出	提出方法		
	提出無し			

全就学前施設

各位

浜松市こども家庭部 幼保運営課  
浜松市健康福祉部 保健所 生活衛生課

## 給食における異物混入の報告について（依頼）

日頃より本市の幼児教育・保育行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、各施設におかれましては、安全・安心な給食の提供のため、常日頃から衛生管理の徹底に努めていただいていることと存じますが、異物混入が確認された際には、下記のとおり速やかに報告をお願いいたします。

## 記

## 1 報告対象

- ① 健康被害が想定されるもの・・・金属片、ガラス片、洗剤等
- ② 健康への影響が否定できないもの・・・衛生害虫（ゴキブリ等）、異味異臭等
- ※ 上記に当てはまらない異物であっても、保護者等とのトラブルに発展しそうな事案については、必要に応じて報告してください。

## 2 報告内容

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ① 園名               | ⑥ 発見場所            |
| ② 日時               | ⑦ 発見状況（盛付後、口の中など） |
| ③ 混入した献立           | ⑧ 混入の原因           |
| ④ 混入した異物（形状、大きさ）   | ⑨ 健康被害の有無         |
| ⑤ 発見者（園児、調理従事者、職員） | ⑩ 自園調理の有無         |

## 3 報告先

発生後は速やかに、以下の2か所の窓口に報告してください。

- ① 幼保運営課 指導グループ・・・電話又はメールで報告
- ② 保健所 生活衛生課 食品安全対策グループ・・・電話で報告

## 4 その他

- ・必要に応じて、別紙「異物混入状況報告書」を御活用ください。
- ・外注による給食の場合は、業者に連絡をしたうえで報告してください。
- ・給食(昼食)のみではなく、おやつ提供における混入時も報告してください。
- ・喫食の直前に園児等が発見したものは、混入事例として報告してください。
- ・保健所等へ御報告いただいた後、必要に応じて保健所等が立ち入り調査を行う場合があります。

〈問い合わせ先〉 浜松市こども家庭部 幼保運営課  
担当：指導グループ 神谷  
TEL：457-2117  
Mail：u-youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp  
浜松市健康福祉部 保健所 生活衛生課  
担当：食品安全対策グループ  
TEL：453-6114  
Mail：seiei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

幼保運営課 指導グループ行

## 異物混入状況報告書

年 月 日

園 名	
日 時	年 月 日 ( )
混入した献立	
混入した異物	形 状 :
	大 き さ :
発 見 者	
発 見 場 所	
発 見 状 況	
混入の原因	
健 康 被 害	有 ( )
	無
自 園 調 理	有
	無 (外注先 : )
備 考	

報告者	担 当 : 連絡先 :
-----	----------------

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料タ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指 表について（食物アレルギー）

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
通知の状況	有り	通知日	
		通知方法	メール      その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限	
		提出方法	
	提出無し		

(様式1)

保育施設名:

## 保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー） 新規 ・ 継続

提出日 令和 年 月 日

児童氏名( ) 【男・女】 平成・令和 年 月 日生( 歳 ヶ月) クラス( )

★保育施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育施設の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに、同意します。

保護者氏名( )

緊急連絡先 \*連絡医療機関は、主治医と相談のうえで記載してください。(「救急車要請」と記載することも可。)

★ 第1連絡者 氏名 電話 続柄( ) 第2連絡者 氏名 電話 続柄( )

★ 医療機関名 名称 電話

※ 以下は主治医（医療機関）におかれまして、現在の状況及び今後1年間を通じて予測される状況等の記載をお願いします。

主治医氏名 ( ) (印) 医療機関の名称( ) 記載日 令和 年 月 日	
病型・治療	保育施設での生活上の留意点
A.食物アレルギー病型 1.食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2.即時型 3.その他（新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: )	A.給食・離乳食（おやつを含む） 1.管理不要 2.管理必要(管理内容については病型・治療のC欄及び下記C,E欄を参照)
B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載してください。) 1.食物 (原因: ) 2.その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ )	B.アレルギー用調整粉乳 1.不要 2.必要 *該当ミルク名( )
C.原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、除去の根拠を下記より選択し①～④の該当する全ての番号を( )に記載してください。また8～15については、《 》内にも記載をしてください。 ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 1.鶏卵 ( ) 2.牛乳・乳製品 ( ) 3.小麦 ( ) 4.ソバ ( ) 5.ピーナツ( ) 6.大豆 ( ) 7.ゴマ ( ) 8.ナッツ類 ( ) 《 すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・ 》 9.甲殻類 ( ) 《 すべて・エビ・カニ・ 》 10.軟体類・貝類 ( ) 《 すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ 》 11.魚卵 ( ) 《 すべて・イクラ・タラコ・ 》 12.魚類 ( ) 《 すべて・サバ・サケ・ 》 13.肉類 ( ) 《 鶏肉・牛肉・豚肉・ 》 14.果物類 ( ) 《 キウイ・バナナ・ 》 15.その他 ( ) 《 》	C.除去食品で摂取不可能なもの 「病型・治療」のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1. 卵殻カルシウム（鶏卵） 2. 乳糖（牛乳・乳製品） 3. 醤油・酢・麦茶（小麦） 6. 大豆油・醤油・味噌（大豆） 7. ゴマ油（ゴマ） 12. かつおだし・いりこだし（魚類） 13. エキス（肉類）
D. 緊急時に備えた処方薬 1.内服薬(抗ヒスタミン薬・ステロイド薬) 2.アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3.その他 ( )	D.食物・食材を扱う活動 1.管理不要 2.原因食材を教材とする活動の制限( ) 3.調理活動時の制限( ) 4.その他 ( ) E.その他の配慮・管理事項

※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。

**厚生労働省平成31年4月発行 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)より抜粋 (P31・32)****<除去根拠>**

食物アレルギーを血液検査だけで正しく診断することはできません。実際に起きた症状と食物経口負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせ、医師が総合的に診断します。したがって、保育所の食物アレルギーの生活管理指導表にはアレルギー検査のデータ等は記載する必要はありません。

食物の除去が必要な子どもであっても、その多くは除去品目が数品目以内にとどまります。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられます。過度に除去品目数が多いと保育所での食物除去の対応が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には「除去根拠」欄を参考に、保護者やかかりつけ医等とも相談しながら適切な対応を促していくことが必要です。

**① 明らかな症状の既往**

過去に、原因食品の摂取により明らかなアレルギー症状が起きている場合は、除去根拠としては高い位置付けになります。

特に、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食品は年齢を経るごとに耐性化（食べられるようになること）することが知られています。実際に乳幼児期早期に発症する子どもの食物アレルギーのうち、鶏卵、牛乳、小麦などについてはかなりの割合の子どもで就学前に耐性化すると考えられているので、直近の1～2年以上症状が出ていない場合には、その診断根拠は薄れてきます。耐性化の検証（食物経口負荷試験など）がしばらく行われていなければ、既に食べられるようになっている可能性も考えられるため、かかりつけ医に相談する必要があります。

**② 食物経口負荷試験陽性**

食物経口負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は①に準じるため、診断根拠として高い位置付けになります。ただし、主な原因食品の1年以上前の負荷試験の結果は信頼性が高いとはいえないため、①の場合と同様に再度食べられるかどうか検討する必要があります。

また、アナフィラキシー症状を起こす危険が高い場合や、直近の明らかな陽性症状、血液検査などの結果によっては負荷試験の実施を省略して診断することもあります。

**③ IgE抗体等検査結果陽性（血液検査／皮膚テスト）**

食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎ではIgE抗体の感作だけで除去している場合が多く見られます。まだ食物経口負荷試験も行えないような状況では、③が診断根拠とならざるを得ません。幼児期に鶏卵や牛乳などに対するIgE抗体価がよほど高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合がありますが、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできません。IgE抗体検査が陽性であっても、実際はその食品を食べられる子どもが多いのも事実です。したがって、生活管理指導表においてIgE抗体検査の結果を記載することは意味が少ないので記載を求めません。多くの食物アレルギーを有する子どもの場合、除去しなければならない品目数は数種類にとどまります。このため、年齢が進んでも除去品目数が多く、①や②という根拠なしに、③だけが根拠の場合には、保護者と面談し状況を確認することも必要です。

**④ 未摂取**

乳児期から幼児期の早期には、低年齢児ではまだ与えないような食物に対しては、診断が確定できず、診断根拠を書けない場合もあります。それらの子どもに対して離乳食等を進めていく場合、単に食べたことがないものをすべて未摂取として記述する必要はなく、アレルギーの関与が疑われる、未摂取のものに関して、除去根拠は未摂取として記載されます。

※未摂取のものが家で食べられるようになった場合や、食物経口負荷試験を行って症状が出ないことが確認され摂取可能になったのであれば、保護者からの書面の申請により除去食品の解除を行うものとします。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料チ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 安全計画の策定について

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター	○	
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限		
		提出方法		
	提出無し			

## 安全計画の策定について

◆認可外保育施設において、安全計画の策定が義務付けられています。

### 【関係法令等】

- ・「認可外保育施設指導監督基準」

### 【通知及び計画例】

浜松市ホームページに掲載

ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>

幼児教育・保育関係事業者の皆様へ(トップページ)>

B. 認可外保育施設(法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設)の届出等について

通知	B-1-26「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和4年12月16日付け厚生労働省通知)
計画例	B-1-26-1「保育安全計画例」(WORDデータ)

### 【依頼事項】

- ・「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について」に記載の留意事項等を踏まえ、作成をお願いします。
- ・作成した安全計画は施設内で共有し、PDCAサイクルの観点から定期的に見直しをお願いします。
- ・作成した安全計画に基づいて研修や訓練を定期的実施するようお願いします。

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和7年3月)	資料ツ
資料格納日：令和7年3月25日 動画公開期間：令和7年3月25日～令和7年9月30日	

## 業務継続計画（BCP）の策定について

<担当>

幼保運営課指導グループ	TEL：457-2117
-------------	--------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○	
		企業主導型保育事業	○	
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター		
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○	
		ベビーシッター		
通知の状況	有り	通知日		
		通知方法	メール	その他
	無し			
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限		
		提出方法		
	提出無し			

## 業務継続計画（BCP）の策定について

### ◆認可外保育施設において、業務継続計画（BCP）の策定が努力義務となっています。

保育施設においては、災害時や感染症まん延時にも、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、保育施設の業務継続に必要な事項を定める「業務継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

各施設等におかれましては、国から示された「児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）」を参考に、可能な限り作成していただきますようお願いいたします。

### 【関係法令等】

- ・「認可外保育施設指導監督基準」

### 【通知及び計画例】

浜松市ホームページに掲載

ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>

幼児教育・保育関係事業者の皆様へ(トップページ)>

B. 認可外保育施設(法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設)の届出等について

通知	B-1-27「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年12月26日付け厚生労働省通知）
計画例	B-1-27-2「児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）」（WORDデータ）

### 【依頼事項】

- ・内容については、施設等の状況に応じて追加、変更してください。
- ・作成した業務継続計画（BCP）は施設内で共有し、災害時や感染症まん延時に活用できるよう定期的に見直しをお願いします。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練について、必要に応じて実施をお願いします。